



# 埼玉県報

第 2 4 8 6 号  
平成 2 5 年 4 月 2 3 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する入札公告\(情報システム課\)](#)
- [杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価公聴会の開催\(環境政策課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [山田土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [宅地建物取引主任者試験指定機関の名称の変更\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [電子計算機等の賃貸借に関する契約の相手方等の公示\(会計課\)](#)
- [IC運転免許証作成用消耗品等の購入に関する契約の相手方等の公示\(会計課\)](#)
- [県道川島こども動物自然公園自転車道線の区域の決定\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [自転車専用道路等の指定\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道川島こども動物自然公園自転車道線の供用の開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

### 雑報

- [主要農作物奨励品種等の採用等\(生産振興課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第五百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成25年12月1日（日）から平成30年11月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務と種類が同等以上の業務の受注実績がある者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤担当 日向野、一色 電話048-830-2282(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月7日(金)午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月6日(木)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月6日(木)午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成25年6月7日(金)午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年5月24日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年5月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通) )  
へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 4,813 notebook personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., June 7, 2013

By registered mail or in person: 4:00 p.m., June 6, 2013

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance  
Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282 E-mail: a2290@pref.saitama.lg.jp

# 告 示

埼玉県告示第五百二十七号

杉戸町の区域内において行われる杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告書について、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 件名

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価公聴会

## 二 日時及び場所

平成二十五年五月十一日（土）

午前十時から午前十一時まで

杉戸町役場第二庁舎二階会議室

## 三 計画等作成者の氏名及び住所

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

## 四 杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告書

についての環境保全と創造の見地からの意見

## 告 示

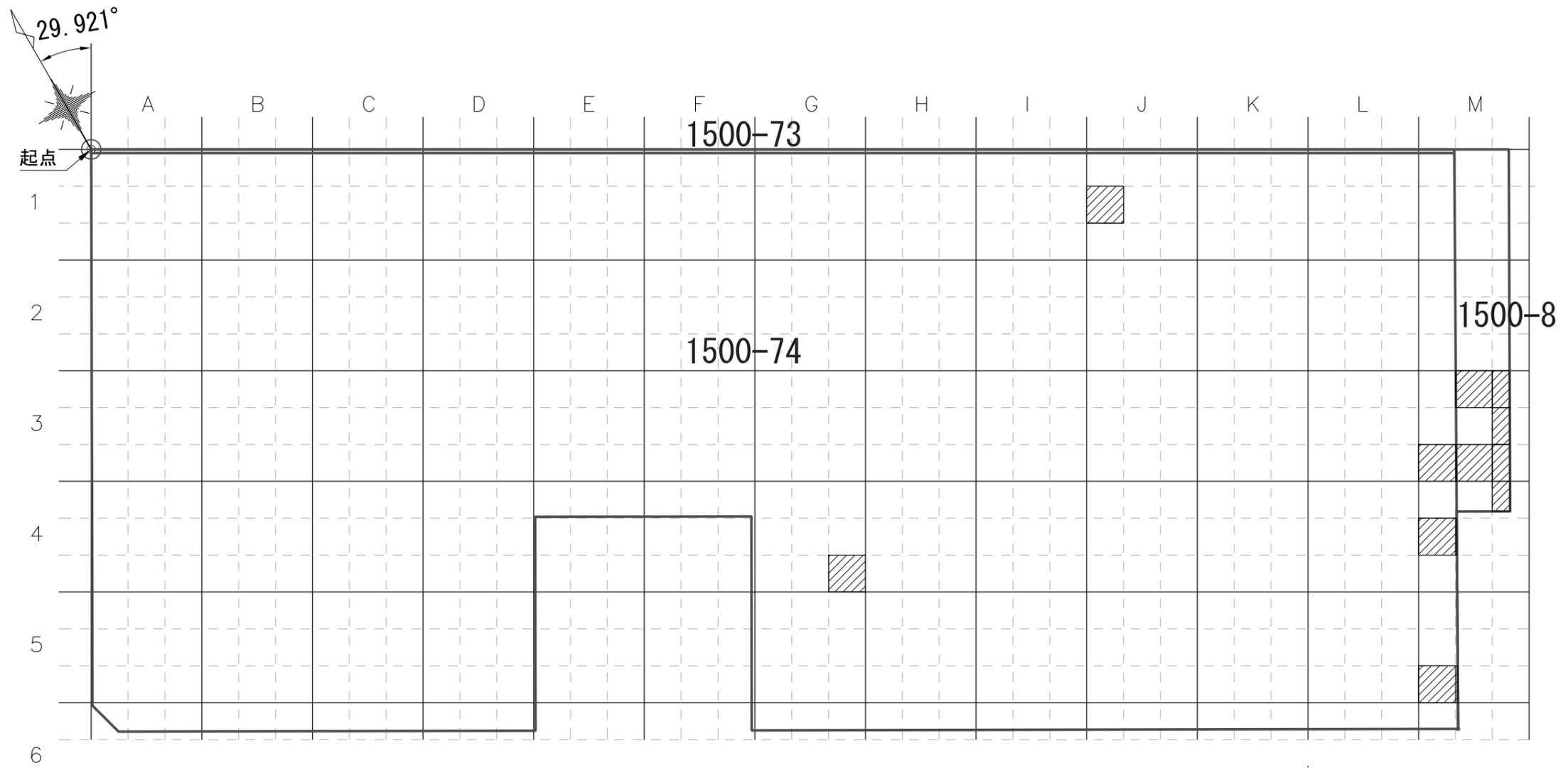
### 埼玉県告示第五百二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番八の一部、千五百番七十四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



**起点**

起点は、埼玉県ふじみ野市福岡2丁目1500-73の最北端

**格子の回転角度 29.921°**

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度

**凡例**

----- : 10m格子  
 ————— : 30m格子  
 ▨ : 形質変更時要届出区域

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）J o s h i n 北本店

埼玉県北本市中丸三丁目百三十七番一号外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社蔵前 代表取締役 吉野覺代

埼玉県北本市中丸三丁目百三十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十二月十一日

##### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千七百二十三平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一七立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年四月十日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二十三日から平成二十五年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二十三日から平成二十五年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 就任

職名	氏名	住所
理事	小 高 明 也	埼玉県比企郡滑川町大字山田五百十六番地

## 二 退任

職名	氏名	住所
理事	江 森 俊 雄	埼玉県比企郡滑川町大字山田三百二十六番地

## 告 示

埼玉県告示第五百四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の五第二項の規定により指定試験機関の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 変更前の指定試験機関の名称  
財団法人不動産適正取引推進機構
- 二 変更後の指定試験機関の名称  
一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 三 変更の年月日  
平成二十五年四月一日

## 告 示

埼玉県告示第五百四十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号

財団法人埼玉県国際交流協会

二 取消年月日

平成二十五年三月三十一日

# 告 示

埼玉県告示第五百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
電子計算機等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額  
492,531,270円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

# 告 示

埼玉県告示第五百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
I C 運転免許証作成用消耗品等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

## 別表

## I C 運転免許証作成用消耗品

品 名	規 格	金額（税抜き）
I C カード基体 一般用	300 枚 × 3	471,600 円
I C カード基体 優良用	300 枚 × 3	471,600 円
I C カード基体 新規用	300 枚 × 3	471,600 円
経歴書用カード基体	300 枚 × 1	150,600 円
高速型用リボン（セット）	2,000 枚 × 1（7 種）	130,800 円
標準型用リボン（セット）	500 枚 × 1（3 種）	43,400 円

## I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品 名	金額（税抜き）
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700 円
・ハードディスク(撮影機)	45,000 円
・3 C C D カメラ(撮影機)	495,000 円
・免許証リーダー(撮影機)	580,000 円
・U P S	31,000 円
・制御ユニット	631,800 円
プリンタ用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500 円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900 円
・搬送ローラーセット	39,600 円
・サーマルヘッドセット	130,000 円
・プラテンローラー	10,000 円
・ヒートローラーセット	65,900 円
・シュートローラーセット	22,000 円
・タイミングベルトセット	17,000 円

・ロール E X I T セット	47,300 円
・ロールロアピンチローラー	21,500 円
・ピンチロール U P	65,000 円
・ヒートロールカム部組立	40,000 円
・ピンチロールカム部組立	31,800 円
・ H S 固定ブラシ	9,500 円
・ H S 部リボンセンサー	6,500 円
・本籍印字ロール紙	17,500 円
・ I C 確認装置用指紋認証 U S B	19,700 円
・ I C 確認装置底板	9,000 円
複写撮影装置用消耗品	
・ 3 C C D カメラ組立	559,000 円
・撮影用 L E D ランプ	16,000 円
・吸着パッド	8,500 円
・入口センサー	1,700 円
・ 2 枚取りセンサー	5,500 円
・電磁弁組立	20,100 円
・エアフィルターセット	7,100 円
備考欄印字装置用消耗品	
・裏面印刷用インクリボン	7,800 円

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

一 道路の種類 県道

二 路線名 川島こども動物自然公園自転車道線

三 道路の区域

区 間	比企郡川島町大字松永字新堀町九 三番地先から同郡同町大字上小見 野字家附五番町六一七番地先まで
敷地の幅員 (メートル)	二・〇〇 ） 六・四〇
延 長 (メートル)	二、四〇〇・〇〇
備 考	ぐるつと埼玉サイクル ネットワーク構想推進 工事

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

路線名	川島こども動物自然公園 自転車道線
指定する道路の部分	比企郡川島町大字松永字新堀町九三番 地先から同郡同町大字上小見野字家附 五番町六一七番地先まで
指定の期日	平成二十五年四月二十三日
備考	図面に表示する部分に限る。

## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

<p>川島こども動物自然公園 自転車道線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡川島町大字松永字新堀町九三番 地先から同郡同町大字下小見野字辻ヶ 谷戸町五番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年四月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一、二五〇・〇〇メートル。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月二十一日

指令川建セ第二四 五一 号

二 検査済証番号

平成二十五年四月十七日

川建セ第二四 一四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字堂ヶ谷戸一 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字川島二三 八番地一六 レガロ一 一号室

宇田川元数・宇田川恵美

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年四月十五日

指令越建セ第二四〇〇六二一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年四月十八日

越建セ第二八一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千百三十八番一、四千百三十八番二

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根四千百三十八番地一

井上 貴雄

# 告 示

埼玉県選管告示第四十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

一 日時 平成二十五年四月二十六日 午後一時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 参議院議員通常選挙について

イ その他

## 雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 奨励品種・準奨励品種への区分変更

#### イ 小麦「さとのそら」

栽培性及び収量性に優れ、平成二六年産から「農林61号」からの全面転換を図るため、認定品種から奨励品種に区分変更する

#### ロ 小麦「農林61号」

良質小麦として栽培されてきたが、「さとのそら」への全面転換に合わせ、作付面積の計画的な減少を図るため、奨励品種から準奨励品種に区分変更する

### 二 奨励品種・準奨励品種の廃止

#### イ 二条大麦「みょうぎ二条」

良質なビール麦として普及を図ってきたが、「彩の星」への品種転換が行われたことから、作付の見込みがないため廃止する